

生徒指導（生徒手帳抜粋）

(1) 生徒心得

- ① 学則を守り、学校の教育目標に到達するよう努力する。
- ② 自己の言動について責任を持つ。
- ③ 品位を保ち、全ての人に対して礼節を尽くす。
- ④ いかなること、いかなる場合においても問題解決に暴力などを用いず誠意をもって当たる。

第1章 学校生活

1 授業

- (1) 朝の予鈴時刻（8：25）までに登校して、心にゆとりを持って授業に臨む。
- (2) 遅刻・欠課・欠席をする時は、始業前に学校に欠席連絡フォームまたは電話等で連絡をする。
- (3) 遅刻・早退・欠課・欠席などは、すべて所定用紙で届け出る。

2 交友

- (1) お互いの人権・人格を尊重し、良い交友関係を築く。

3 服装、履物、所持品

- (1) 通学には、服装規程に定める服装を用いる。
- (2) 日常生活においても、高校生活にふさわしい服装・身だしなみを心掛ける。
- (3) 全ての所持品には記名し、その保管には十分留意する。
- (4) 体育の授業、部活動等で貴重品(金銭、時計等)を身体から離す時は、ロッカーを活用する。
- (5) 学校内において物品を紛失あるいは拾得した時は、速やかに生徒指導部に届け出る。
- (6) 学校生活に不要なもの(娯楽雑誌・遊戯具等)や不必要な金銭・貴重品は持ち込まない。
- (7) 生徒証明書は常に携帯し、いつでも呈示できるようにする。

4 校舎・校具

- (1) 校舎・校具等の公共物は、絶対に汚損してはいけない。
- (2) 校舎・校具を破損した場合は、直ちにホームルーム担任又は顧問を通じて生徒指導部に届け出る。原則として弁償しなければならない。

5 保健衛生

- (1) 学校で実施する諸検査は、必ず受ける。異常がある場合には、速やかに保健室に申し出て、医師の診断を受け、その指示に従う。
- (2) 本人の家庭及び付近に感染症が発生した時は、直ちに担任に連絡する。
- (3) 心配ごとや悩みごとが生じた時は、保護者等・先生・友人・スクールカウンセラー等に相談する。

6 その他

- (1) 昼食は弁当持参を原則とする。ただし、校内では決められた時間帯だけにパン・おにぎり等の販売を行う。
- (2) 昼食は飲食が禁止されている場所以外で座ってとる。

第2章 校外・家庭生活

7 登校・下校

- (1) 登校・下校に際しては、交通法規をよく守り、安全に十分留意する。
- (2) 登校後は、放課後になるまで校外に出ない。早退する場合にはホームルーム担任または保健部の許可証をもらい、携帯する。
- (3) 自動車、自動二輪、原動機付自転車の運転免許を取得したり、運転したり、同乗したりしない。
- (4) 許可を得て自転車通学をすることができる。自転車通学については「自転車通学規程」に準ずる。

8 校外生活

- (1) 飲酒、喫煙（ノンアルコール飲料やタール・ニコチンなしの電子タバコなどの類似行為を含む）、違法薬物の所持・使用、暴力行為、賭事、窃盗（万引）等法律に違反する行為は絶対にしない。
- (2) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）については、むやみやたらに写真を掲載することや、本人が特定できる情報等を載せない。
- (3) アルバイトは原則として禁止する。アルバイトについては「アルバイト規程」に準ずる。
- (4) JR等の「学校学生生徒旅客運賃割引証」を必要とする場合は、所定の「学校学生生徒旅客運賃割引証交付願」と「旅行申請書」に必要事項を記入し、ホームルーム担任を経て生徒指導部の許可を受け、生徒証明書を添えて、事務部に申請する。交付は翌日以降となる。

9 家庭学習

- (1) 学校での授業を充実させるには、予習・復習が必要である。家庭学習の習慣をつけるために家庭学習の時間割を作り、毎日実行する。毎日の学習時間は、少なくとも3時間以上を確保するよう努める。

(2) 懲戒規程（抄）

- 1 この規程は、学則第9章第32条及び第33条の規定に基づき、生徒の懲戒について必要な事項を定める。
- 2 懲戒は、訓告、停学、及び退学とする。

(3) 服装規程

1 本校生徒の登下校及び学校生活における服装については、次のとおり定める。
休業日の登下校についても同様とする。

2 制服

(1) 冬服装

所定のブレザーとズボン、もしくはスカート（スカート丈は膝下とする）

所定の長袖カッターシャツ（Tマーク入り）

ズボンを着用する場合はネクタイ（スカートを着用する場合はネクタイ、もしくはリボン）

※式典時は、水色のネクタイ、もしくは水色のリボンを着用する。

〈式典とは、始業式・終業式含む〉

※防寒具及び自転車通学者の雨具については、特に指定はしない。

(2) 夏服装

所定のズボン、もしくはスカート（スカート丈は膝下とする）

所定の長袖、もしくは半袖カッターシャツ（Tマーク入り）

(3) 合服装

期間については別途学校が指示する。

(4) 所定のブレザー・セーター・ベストは、年間を通じて着用してよい。

※ただし、ブレザーを着用する場合は冬服装に準ずる。

3 靴下（ソックス）

白・黒・紺・グレーの系統とし、タイツはベージュ、黒色の無地に限る。（共に市販のものでよい）

4 通学靴

登下校時は黒又は茶色のローファー、もしくは運動靴を履くものとする。

5 履物（三足制）

校舎内では所定の上履き、体育館では所定のシューズ、運動場では運動用のシューズを履くものとする。

6 校外における学校行事、ホームルーム行事等には特別の指示がない限り制服で参加する。休業日の登下校時についても同様とする。

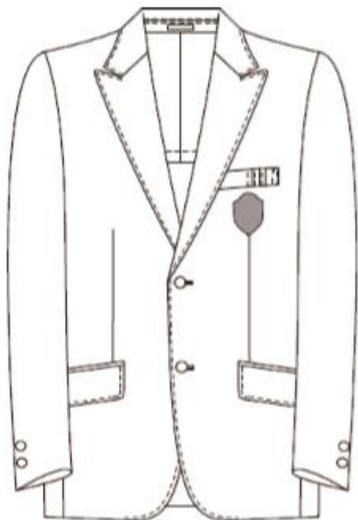
- 7 健康及びやむを得ない事由で異装を必要とする場合は、「異装許可願」を担任を経て生徒指導部に提出し、許可を得て、常にその許可証を携帯する。
- 8 体育の授業は指定の服装で行う。
- 9 制服、その他持ち物には、すべて記名し、他者との区別を明確にする。
- 10 服装は清潔、質素なものを着用し、常に端正であるとともに、特に下記事項を厳守する。
 - (1) 頭髪の特別加工(パーマ、染色、脱色、剃り込み、極端なカール、エクステ等)は認めない。
 - (2) 装身具(指輪、ピアス(透明も含む)、イヤリング、ネックレス、ペンダント等)を身につけることは認めない。
 - (3) 化粧(ファンデーション、口紅、色付きリップ、マニキュア、つけまつげ、カラーコンタクト等)をすること、及びサングラスをかけることは認めない。
 - (4) セーターを肩や腰等に結わえることや、特別な指示がない限り教室内で防寒具(コート、マフラー、手袋)を着用することは認めない。
 - (5) 制服の加工は認めない。加工した場合、買い換えを指示する場合がある。

(4) スマートフォン・携帯電話・スマートウォッチに関する指導（生徒手帳記載外）

- 1 始業時から終業時までの所持(ポケット内含)・使用は認めない。
- 2 始業時から終業時までには電源を切り、鞆の中か鍵付きロッカーに入れて自己管理を徹底する。
※始業前と放課後の使用は可とするが、娯楽を目的とした使用は認めない。
- 3 休日や長期休業中における補習・模擬試験などについても同様とする。
- 4 使用不可の時間内であっても、教員が必要と認めた場合は、使用を認める。
- 5 校内で使用した際の通信料について、学校は一切負担しない。
- 6 校内のコンセントで充電をすることは禁止する。
- 7 自転車運転中の携帯電話、スマートフォン等の使用は厳禁とする。
- 8 この規程に違反した生徒、及び肖像権や著作権に抵触する使用、悪質な内容や無断でのSNS投稿、社会的情報モラルに反する行為、人権侵害に反する行為についての指導は別途定める。

【男子】

ブレザー



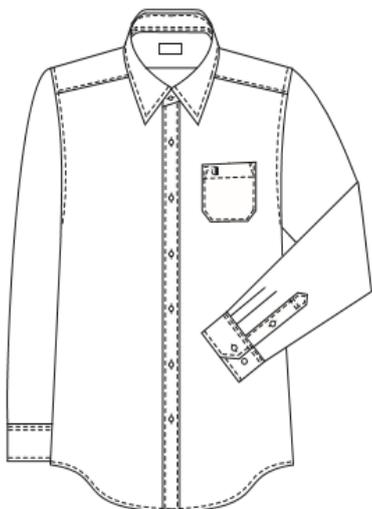
ズボン



ブレザー

濃紺、シングル2つボタン、
センターベント、背抜き仕様
胸ポケット(箱ポケットピンタック)
脇ポケット(斜めポケット雨蓋)
内ポケット(左右ポケット
右のみ三角タブ)

長袖シャツ



半袖シャツ



ズボン

濃紺ストライプ
ワンタック仕様
両脇ポケット、両尻ポケット
滑り止め付

長袖シャツ 半袖シャツ

白色
片ポケット(ロゴマーク刺繍入)

ニットセーター

(男女兼用)



ニットベスト

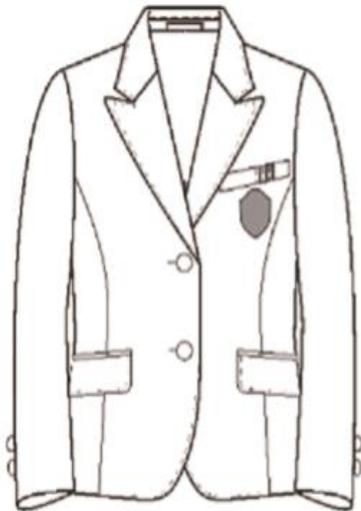


ニットセーター ニットベスト

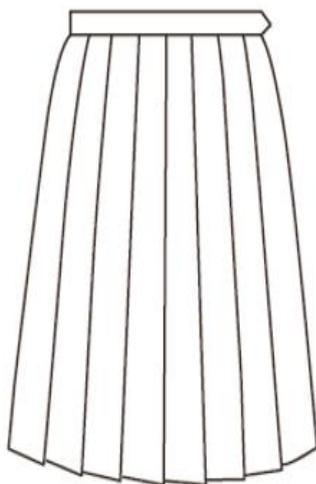
白色、紺色
白色…襟 紺ライン
紺色…襟 白ライン
左胸 ロゴマーク刺繍入り
(ラインと同色)

【女子】

ブレザー



スカート



ブレザー

濃紺、シングル2つボタン、
センターベント、総裏使用
胸ポケット(箱ポケットピンタック)
脇ポケット(斜めポケット雨蓋)
内ポケット(左ポケット)

スカート

濃紺
16枚車ヒダスカート
アジャスター付
スカート丈は膝下

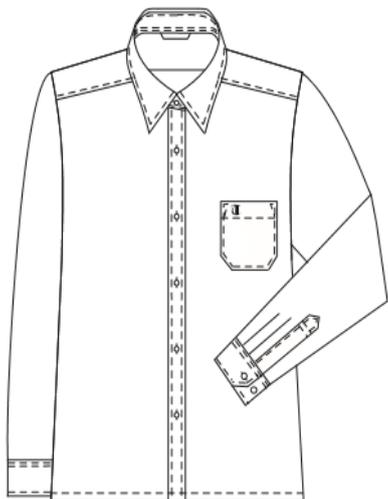
ズボン



ズボン

濃紺ストライプ
ノータック仕様
両脇ポケット、両尻ポケット
滑り止め付

長袖シャツ



半袖シャツ



長袖シャツ 半袖シャツ

白色
片ポケット(ロゴマーク刺繍入)

(5) 自転車通学規程

- 1 本校生徒の登下校における自転車通学は、以下の手順に従って手続きを経た者について、許可をする。
- 2 自転車通学を希望する生徒は、入学時もしくは自転車通学が必要となった時に「自転車通学願」を提出して許可を受ける。
 - (1) 新入生は生徒指導部の指示に従ってホームルーム担任に提出する。
 - (2) 入学後、転居または特別の事情で自転車通学しようとする場合は、速やかに生徒指導部に申し出る。
- 3 「自転車通学願」が提出されたのち、生徒指導部が該当自転車を点検した上で自転車通学を許可する。
- 4 自転車通学を許可された生徒は、次の事項を必ず遵守する。
 - (1) 良く見える位置に許可ステッカーを貼付する。
 - (2) 校内の所定の自転車置場に整理して置き、必ず施錠する。
 - (3) 交通法規を守り、事故防止に努める。
 - (4) 傘さし運転、2人乗り、並列走行、イヤホン使用等危険な乗り方をしない。
 - (5) 常に整備された自転車で通学する。
 - (6) 他の迷惑や交通妨害にならないよう、正しいマナーで運転する。
 - (7) 走行中（自転車を伴う歩行中を含む）に通信機器等の使用は絶対に行わない。
- 5 この規程に違反した場合、次の措置をとる。
 - (1) 指導基準を適用する。
 - (2) 自転車通学許可の一時停止又は取り消す。
- 6 自転車通学をするには、保険に加入しなければならない。

(6) 原動機付自転車・自動二輪車・自動車規程

この規定は、高校生としての本分である学習・部活動に専念するため、及び生命の尊重と事故による悲惨な結果を未然に防止することを目的とする。この目的を達成のため、本校生徒の自動車、自動二輪車、原動機付自転車の使用を在家庭時も含めて禁止する。

- 1 生徒は高校在学中、自動車・自動二輪車・原動機付自転車の運転免許証（以下「運転免許証」という。）を取得すること、運転すること、及び同乗することを禁止する。
- 2 本校入学前、既に運転免許証を取得している生徒は、入学後直ちに申し出なければならない。この運転免許証は在学中、保護者等が預り保管するものとする。
- 3 進路先が決定した3年生について、事前に所定の手続きを取り、2月1日から自動車運転免許取得のための教習を受講することができる。
- 4 上記に対して違反した者は、指導措置を適用する。

(7) 部一覧表

運 動 部		文 化 部	
1	バスケットボール(男・女)	1	写 真
2	バレーボール(男・女)	2	吹 奏 楽
3	卓 球	3	E S S
4	テ ニ ス(男・女)	4	放 送
5	剣 道	5	フ ォ ー ク ソ ン グ
6	サ ッ カ ー	6	美 術
7	陸 上 競 技	7	科 学
8	ソ フ ト ボ ー ル	8	囲 碁 将 棋
9	ア ー チ ョ ー	9	書 道
10	硬 式 野 球	10	コ ン ピ ュ ー タ
11	ボ ク シ ン グ	11	茶 道
12	ソ フ ト テ ニ ス (男)	12	家 庭 文 化 交 流
13	バ ド ミ ン ト ン		